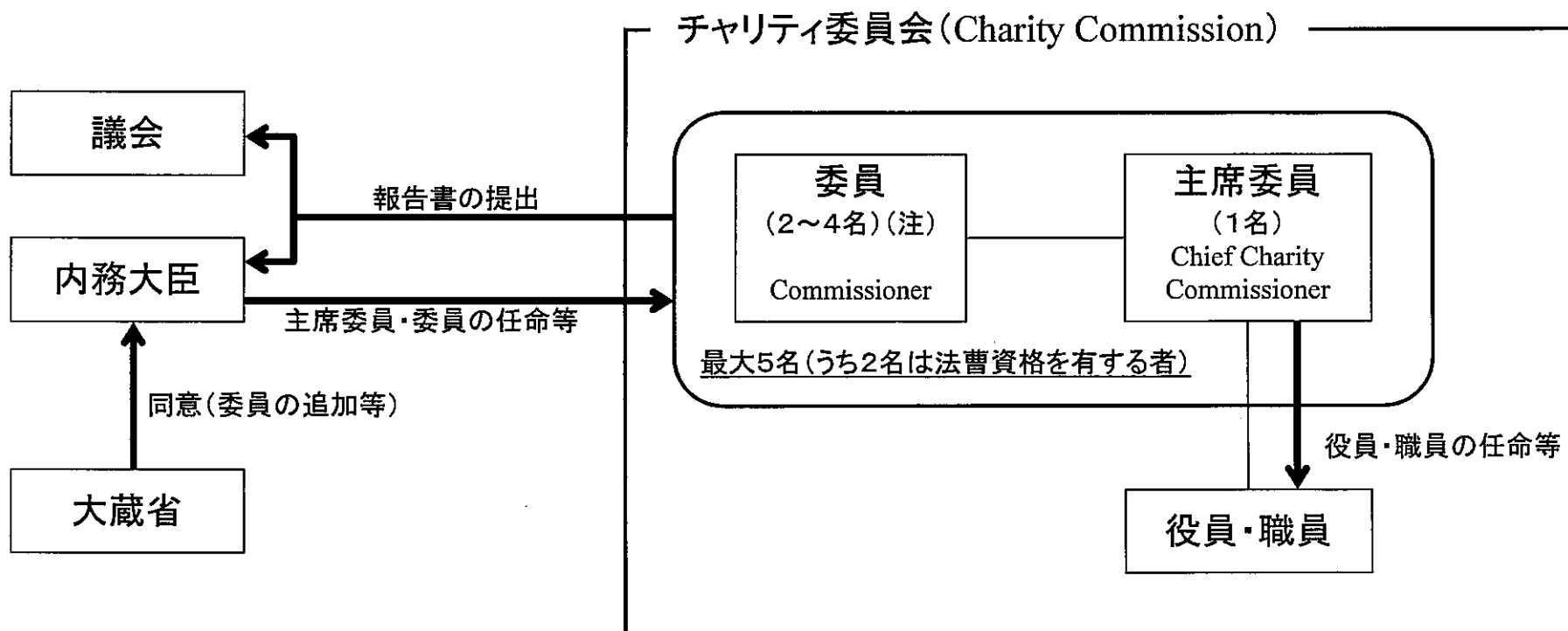


イギリスにおけるチャリティ委員会の概要(未定稿)



- ・ 管轄
イングランド、ウェールズ
- ・ 事務所
ロンドン、リバプール、トントン(イングランド)
ニューポート(ウェールズ)
- ・ 役員・職員数
約 590 名

(注) 委員は最低2名をおくとされているが、必要に応じ、内務大臣は大蔵省の同意を得て、2名まで追加して任命することができる。
(出所) Charity Commission for England and Wales “2004 Departmental Report”及びCharity Commissionホームページ等に基づき作成。